

18

歳未満での  
有権者登録

有権者登録に関する以下のご質問にお答えします

### **はじめに**

18歳未満でも登録できますか？

登録する必要があるのはなぜ？

### **仮登録申請**

仮登録の資格とは？

仮登録欠格のケースとは？

仮登録の申請方法は？

どのような個人情報を記入するのですか？

登録申請用紙の入手方法は？

インターネットで仮登録が行えますか？

インターネットで登録情報を更新できますか？

ニュージーランドマオリ人です。選挙人名簿を選択できますか？

障がいがあります。仮登録申請に第三者の手助けを受けてもいいですか？

登録申請用紙返送後はどうなりますか？

18歳になったらどうすればいいのですか？

住所が変わる時は？

氏名や職業を変更した場合は？

登録情報の更新を忘れたら？

### **その他のインフォメーション**

有権者登録についてもっと詳しく知るには？

仮登録について英語以外のパンフレットがありますか？

ニュージーランド国会議員選挙での投票には、有権者登録が必要です

詳しくは

ウェブサイト [ELECTIONS.ORG.NZ](http://ELECTIONS.ORG.NZ) をご覧いただくか、

国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせをお願い

いたします

ニュージーランドでは最低3年に1回総選挙を実施し、新しい国会と政府を選出します。選挙区には一般選挙区とマオリ選挙区の2種類があり、各選挙区には選挙人登録済みの有権者全員が記載されている選挙人名簿があります。18歳以上の登録有資格者は、法律により有権者登録が義務付けられており、また、17歳であれば仮登録ができます。登録後は、常に登録内容を最新の情報にしておく必要があります。選挙人名簿の管理はニュージーランド・ポスト (ニュージーランド郵便公社) 勤務の選挙人登録官により行われます。

はじめに

### 18歳未満でも登録できますか？

はい、できます。17歳になると「Enrolling to vote: Application (選挙人登録：申請)」という登録申請用紙を提出して「仮登録」を行えます。

### 登録する必要があるのはなぜ？

18歳になった登録有資格者は有権者登録が義務付けられています。登録することにより、投票の機会が与えられます。投票は、各総選挙において、誰が、そしてどの政党がニュージーランド議会に選出されるかについて、あなたの声を反映させるチャンスです。また、地方議会や地域保健委員会の選挙、国民投票、世論調査でも投票できるようになります。

### 仮登録申請

#### 仮登録の資格とは？

下記の全ての条件を満たす人には仮登録の資格があります。

- ニュージーランド国民あるいは永住権保持者である。
- 現在17歳である。
- ニュージーランドに1年間以上引き続き居住している、または1年間以上引き続き居住したことがある。
- 仮登録欠格者ではない。

## 仮登録欠格のケースとは？

下記のいずれかに当てはまる方は仮登録を行えません。

- ニュージーランド国外に居住するニュージーランド国民で、過去3年間ニュージーランドに滞在していない。
- ニュージーランド国外に居住するニュージーランド永住権保持者で、過去12か月間ニュージーランドに滞在していない。

(注：ニュージーランド国外勤務の公務員や軍人、およびその家族などは、上記2項目の例外となります。)

ごく稀にはその他の仮登録欠格事由もあり、その事由に該当する場合は選挙人登録官に通知されます。仮登録欠格事由についてご心配やご質問がおありの方は、0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせいただくか、ウェブサイト [elections.org.nz](http://elections.org.nz) をご覧ください。

## 仮登録の申請方法は？

「Enrolling to vote: Application (有権者登録：申請)」と書かれた登録申請用紙に記入するだけです。

## どのような個人情報を記入するのですか？

正しく仮登録が行われるよう、登録申請用紙のすべての項目にご記入ください。

## 登録申請用紙の入手方法は？

- 本パンフレット英語版末尾に添付されている請求券(日本語版にはございません)に必要事項を記入の上郵送してください。折り返し登録申請用紙を送付いたします。
- 全国各地のPostShop(郵便局)で無料配布しています。
- 国内フリーダイヤル0800 ENROL NOW(0800 36 76 56)に電話でご請求ください。
- 携帯電話から電話番号3676に請求メールを送信してください(無料)。
- ウェブサイト [elections.org.nz](http://elections.org.nz) で用紙をダウンロード・印刷されるか、送付をご請求ください。

登録申請用紙は、必要事項を記入の上、郵便局へご提出いただくか、下記宛に郵送してください(切手不要)。

FreePost 2ENROL

Electoral Enrolment Centre

PO Box 190

Wellington 6140

## インターネットで仮登録が行えますか？

はい、できます。ウェブサイト [elections.org.nz](http://elections.org.nz) にある「Enrol, check or update (登録・確認・更新)」ボタンをクリックし、各ステップの指示に従って登録情報を入力後、入力済みの用紙をそのままダウンロード・印刷し、署名をして郵送すれば手続きは完了です。

または、サイト内で登録情報入力後の用紙を送信すると、入力済みの登録申請用紙が郵送されますので、確認・署名の上ご返送ください。登録情報はウェブサイトを確認することもできます。

## インターネットで登録情報が更新できますか？

インターネットでの登録情報更新は、記入・提出後の登録申請用紙が選挙人登録官に受理され、また申請時にこのサービスを用紙上で選択し、申請者の電子メールアドレスも記載してある場合に限り可能です。

登録情報のオンライン更新には、「igovt」ログオンページからアクセスできます。このログオンページからは同一のログオン情報を使用して政府の様々なオンラインサービスにアクセスできます。また、「igovt」はセキュリティ上安全で個人情報を保護します。

仮登録の手続きが完了すると、登録申請用紙に記載した電子メールアドレスに、有権者登録オンラインサービスの登録完了メールが送信されます。当オンラインサービスご利用には、「igovt」ログオンの設定が必要です。既に「igovt」ログオンをご使用の方は、既存のログオン情報をお使いになれます。

登録情報のオンライン更新を続けたくない場合は、選挙人登録官にオンラインサービスの中止をお申し出ください。これにより登録情報へのアクセス権が変更されます。

## ニュージーランドマオリ人です。選挙人名簿を選択できますか？

ニュージーランドマオリ人は、登録申請用紙で選択したい名簿の方の申請欄に署名することにより、マオリ選挙人名簿か一般選挙人名簿のいずれかを選択できます。この選択は一旦決定すると、次回のマオリ選挙選択まで変更できません。

詳細は「Enrolling to vote as a New Zealand Māori (ニュージーランドマオリ人としての有権者登録、英語・マオリ語のみ)」のパンフレットをご覧ください。

## 障がいがあります。仮登録申請に第三者の手助けを受けてもいいですか？

身体に障がいがある方は、以下の場合に限り、登録申請用紙の記入と署名の代理を依頼できます。

- 代理人が登録済みの有権者であること。つまり、代理人自身が既に有権者登録を完了していなければなりません。
- 代理人は自分の署名の横に「Elector Physically Disabled – signed by their direction (選挙人身体に障がいあり—本人の命により署名)」と活字体で明記しなければなりません。
- 代理権を持つ人に用紙の記入と署名の代理を依頼することもできますが、その際に代理人は自分の署名の横に「Elector Physically Disabled – Power of Attorney (選挙人身体に障がいあり—代理)」と活字体で明記しなければなりません。

知的障がい者がいるご家庭では、家族が代理で登録できる場合もあります。詳細は国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせください。

## 登録申請用紙の返送後はどうなりますか？

選挙人登録官が記入事項を確認し、誤りが無ければ、最近1か月以上居住している選挙区の仮登録選挙人名簿に名前が登録され、仮登録確認通知が郵送されます。

## 18歳になったらどうすればいいのですか？

18歳の誕生日に選挙人として本登録されますので、改めて申請する必要はありません。そして、申請手続きと本登録が完了した旨の通知が選挙人登録官から送付されます。

## 住所が変わる時は？

転居前に、郵便局にある「Mail Re-direction Request (郵便物転送申請)」用紙を記入の上、どの郵便局でも結構ですのでご提出ください。これにより郵便物は新住所に転送され、選挙人登録官に転居が連絡されます。

転居先が以前と同じ選挙区内の場合、選挙人登録官がそのまま名簿の仮登録情報を更新し、変更確認通知のみを送付します。

しかし、異なる選挙区へ転入した場合は、転入1か月後に登録申請用紙を送付いたしますので、記入・署名の上ご返送ください。転入先選挙区選挙人登録官による受理・仮登録の後、仮登録確認通知が送付されます。

転居者の名前がどの名簿にも見当たらない場合は、選挙人登録官から新住所へ新規の登録申請用紙が送付されます。

郵便物転送申請を行わない場合は、新規に登録申請用紙を提出するか、ウェブサイト [elections.org.nz](http://elections.org.nz) にてオンラインで住所変更を行ってください。

## 氏名や職業を変更した場合は？

氏名あるいは職業が変更になった場合は、直ちに選挙人登録官に書面にて通知してください。登録官への通知を行わない場合は、新規に登録申請用紙を提出するか、ウェブサイト [elections.org.nz](http://elections.org.nz) にてオンラインで登録情報の変更を行ってください。

## 登録情報の更新を忘れたら？

登録情報の更新を忘れると、登録更新キャンペーン中に登録更新用紙が届かず、選挙人名簿から登録が抹消されてしまう場合があります。その場合は、再登録を行わなければなりません。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

仮登録についてご理解の助けとなれば幸いです

## 有権者登録についてもっと詳しく知るには？

有権者登録についての詳細は：

- ウェブサイト [elections.org.nz](http://elections.org.nz) をご覧ください。
- 国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせください。
- 以下のパンフレットをお読みください。
  - Everything you need to know about enrolling to vote (有権者登録何でもQ&A)\*
  - Enrolling to vote as a New Zealand Māori (ニュージーランドマオリ人としての有権者登録、英語・マオリ語のみ)\*
  - Everything you need to know about the unpublished electoral roll (非公開選挙人名簿何でもQ&A)\*

\*全国各地の郵便局および選挙人登録官事務所で配布しています

## 仮登録について英語や日本語以外のパンフレットがありますか？

本パンフレットは、英語や日本語以外の各言語でも用意されています。ウェブサイトをご覧ください。

ニュージーランド郵便公社内 有権者登録センター

Electoral Enrolment Centre  
New Zealand Post Limited  
P O Box 190  
Wellington 6140

電話 (国内フリーダイヤル) : 0800 ENROL NOW  
(0800 36 76 56)

ファックス : (04) 801 0709

電子メールアドレス : [enrol@elections.org.nz](mailto:enrol@elections.org.nz)

ウェブサイト : [elections.org.nz](http://elections.org.nz)